

令和3年5月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ACアダプター（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- |  |     |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うちガストーチ1件、ガス栓（都市ガス用）1件）   | 2件  |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちノートパソコン1件）   | 1件  |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち扇風機1件、電子レンジ2件、照明器具2件、<br>LEDランプ（電球型）1件、延長コード（USB充電ポート付）1件、<br>延長コード2件、車いす1件、アルカリ乾電池1件、電気洗濯機1件、<br>携帯型電気冷温庫1件） | 13件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし  |     |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

| 管理番号       | 事故発生日     | 報告受理日     | 製品名      | 被害状況       | 事故内容   | 事故発生都道府県 | 備考  |
|------------|-----------|-----------|----------|------------|--|----------|---|
| A202100140 | 令和3年5月17日 | 令和3年5月24日 | 照明器具     | 火災         | 当該製品のスイッチを入れたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。         | 神奈川県     | 製造から30年以上経過した製品<br>令和3年5月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202100141 | 令和3年5月14日 | 令和3年5月24日 | 車いす      | 死亡1名       | 病院で使用者が当該製品に乗車中、介助者が駐車ブレーキをかけていたところ、当該製品が動き出し、転落、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 千葉県      |   |
| A202100143 | 令和3年5月19日 | 令和3年5月25日 | 電子レンジ    | 火災         | 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                         | 福岡県      |   |
| A202100144 | 令和3年3月16日 | 令和3年5月25日 | アルカリ乾電池  | 重傷1名       | 施設で当該製品のパッケージを開封したところ、当該製品から液漏れが発生し、目を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。            | 神奈川県     | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年5月18日                    |
| A202100145 | 令和3年5月12日 | 令和3年5月25日 | 電気洗濯機    | 火災<br>軽傷1名 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                        | 新潟県      | 令和3年5月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済                    |
| A202100146 | 令和3年5月3日  | 令和3年5月26日 | 携帯型電気冷温庫 | 火災         | 当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。                                      | 神奈川県     | 令和3年5月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済                    |

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし